

## サラリーマンの確定申告

税務課・岐阜南税務署

サラリーマンやパートなどの給与所得者の方は、勤務先での「年末調整」によってその年の所得税が精算されますので、改めて確定申告をする必要はありませんが、右記のように確定申告をしなければならない場合や確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) の「確定申告作成コーナー」で画面に従って入力すれば、「申告書」が作成できるようになっています。

作成した申告書は、印刷して税務署へ提出することができます。また、作成したデータを e-Tax で送信することもできます。

【問合先】税務課

岐阜南税務署 ☎271-7111

### 身体障害者手帳の交付を受けていない方でも、障害者控除の対象になる場合があります

福祉健康課

身体障害者手帳などの交付を受けていない方でも65歳以上で障がい者に準ずる者として、町から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた方は、税の申告や年末調整時に所得税や住民税の「障害者控除」の対象になります。

必要な方は、福祉健康課で認定書交付の申請をしてください。

【障がい者に準ずる者として町が認定する方】

介護保険の要介護認定調査の内容などにより、日常生活に介助を必要とする障がいを有すると確認できる方

【「障害者控除」の申告が必要な方】

所得税・住民税を納めている次の方

①町から「障害者控除対象認定書」の交付を受けた65歳以上の方

②同認定書の交付を受けた65歳以上の方を扶養している方

【問合先】福祉健康課

【確定申告をしなければならない方】

①平成22年分の給与の収入金額が、2,000万円を超える方

②給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方

③給与を2カ所以上からもらっている方

【確定申告をすると所得税が還付される方】

①マイホームを住宅ローンなどで取得した方

②病気や出産などで多額の医療費を支払った方

③地震、風水害、盗難によって住宅や家財に損害を受けた方

④年の途中で退職し、平成22年中に年末調整をされなかった方

### 地上アナログ放送終了まであと200日!!

企画課

地デジの準備はもうお済みですか？

平成23年7月24日をもって地上アナログ放送が終了します。アナログテレビをお使いの方は、お早めに次の対応をお願いします。

【アンテナを設置しているご家庭】

①新しくテレビを買いかえる方は、地デジ対応のテレビに買いかえる

②今のテレビをお使いになる方は、地デジチューナーをつける

【ケーブルテレビをご覧になっているご家庭】

③ケーブル事業者にお問い合わせる

【問合先】

①②総務省地デジコールセンター

☎0570-07-0101

③ケーブルテレビ会社  
(シーシーエヌ)

☎0120-344-893



睡眠時無呼吸症候群(成人・小児)・眠気・イビキ・不眠

岐阜メイツ 睡眠障害治療クリニック

日本睡眠学会  
認定施設

岐阜市藪田南4-15-20 (ふれあい会館南東)  
Tel:058-272-9300 ホームページあり

自然にやさしい 環境創造

Shonan

松南株式会社

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3丁目6番9号  
TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808